

議案第10号～第14号

令和8年2月13日

令和8年2月定例議会
条例関係議案等の概要資料

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び
鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

選挙立会人及び開票立会人の報酬の額の改定に伴い、これらに準じて設定している非常勤職員の報酬の額及び地方自治法等の規定に基づく出頭人等の実費弁償の額の改定を行おうとするものである。

2 改正内容

(1) 固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員及び附属機関の委員（別に報酬の額を定める委員を除く。）の報酬の額を日額 8,900 円から日額 10,100 円に改定する。（鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）

(2) 出頭人等の実費弁償の額を日当 8,900 円から日当 10,100 円に改定する。

（鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例第 4 条関係）

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

令和 7 年 12 月 2 日付けの鈴鹿市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び市議会議員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正内容

(1) 期末手当の支給割合の改定

ア 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区分	改正前	改正後	差（増加割合）
6 月	100 分の 230	100 分の 232.5	100 分の 2.5
1 2 月	100 分の 230	100 分の 232.5	100 分の 2.5
合計（年間）	100 分の 460	100 分の 465	100 分の 5

イ 議長、副議長、その他の議員

区分	改正前	改正後	差（増加割合）
6 月	100 分の 200	100 分の 202.5	100 分の 2.5
1 2 月	100 分の 200	100 分の 202.5	100 分の 2.5
合計（年間）	100 分の 400	100 分の 405	100 分の 5

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

令和 7 年人事院勧告に鑑み、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、国の取扱いに準拠し、職員の給与を改定するものである。

2 改正内容

令和 8 年度の地域手当の支給割合について、人事院勧告に示されたとおり 100 分の 11 から 100 分の 10 に引き下げる。(第 42 条の 5 関係)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

政策経営部財政課（都市整備部建築指導課）

1 改正理由

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行され、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部が改正される。

このため、本市においても、関連する手数料について、所要の規定整備を行おうとするものである。

2 改正内容

(1) 「マンション建替え等の円滑化に関する法律」の題名が「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改められるとともに、条項のずれが生じることから、手数料を徴収する事務等を改正する。

(2) 耐震性の不足等で建替え等をする場合における高さ制限の特例許可が規定されることから、手数料を徴収する名称等を改正する。

なお、当該手数料については、三重県下全ての行政庁において、同様の改正が行われ、県内統一となる予定である。

3 施行期日

令和8年4月1日

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

健康福祉部保険年金課

1 賦課限度額の見直し

(1) 改正理由

令和 8 年度税制改正大綱において、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため、賦課限度額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴い改正するものである。

(2) 改正内容

賦課限度額	基礎賦課分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金 分（新設）	合計
現 行	66 万円	26 万円	17 万円	—	109 万円
改正(案)	67 万円	26 万円	17 万円	3 万円	113 万円

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

2 軽減判定所得基準額の見直し

(1) 改正理由

令和 8 年度税制改正大綱において、物価上昇の影響で応益割（均等割、平等割）軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴い改正するものである。

(2) 改正内容

軽減判定 所得基準額	現 行	改正後
7 割軽減 基準額	基礎控除額（43 万円） <u>+10 万円</u> <u>×（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	現行と同様

5割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）+ <u>30.5万円</u> ×（被保険者数※2）+ <u>10万円</u> ×（給与所得者等の数-1）（※1）	基礎控除額（43万円）+ <u>31万円</u> ×（被保険者数※2）+ <u>10万円</u> ×（給 与所得者等の数-1）（※1）
2割軽減 基準額	基礎控除額（43万円）+ <u>56万円</u> ×（被保険者数※2）+ <u>10万円</u> × （給与所得者等の数-1）（※1）	基礎控除額（43万円）+ <u>57万円</u> ×（被保険者数※2）+ <u>10万円</u> ×（給 与所得者等の数-1）（※1）

※1 二重下線部分は、給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が2人以上の場合のみ。

※2 特定同一世帯所属者を含む。

(3) 施行期日

令和8年4月1日

3 子ども・子育て支援金制度創設に伴う国民健康保険料の見直し（新設）

(1) 改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正により子ども・子育て支援納付金の財源を健康保険者等から徴収することになり、国民健康保険料の賦課に関する基準の方向性が示され、国民健康保険法施行令等が改正されることに伴い改正するものである。

(2) 改正内容

子ども・子育て支援納付金賦課額	保険料率等	備考
所得割率	0.26%	所得に対して賦課するもの
均等割額	1,078円	加入者1人あたりに賦課するもの (18歳未満被保険者は全額軽減)
平等割額	735円	世帯ごとに賦課するもの
18歳以上均等割額	126円	18歳未満被保険者の軽減分を18歳以上被保険者に賦課するもの

(3) 施行期日

令和8年4月1日